

定 款

2025年6月21日改訂

株式会社 大田花き

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社大田花きと称し、英文では、Ota Floriculture Auction Co., Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 花き及びその加工品、種苗の受託販売並びに購入販売
- (2) 花きの加工、保管、運搬及び輸出入
- (3) 食用植物、食料品、医薬品、医薬部外品、医療用品、衛生用品、化粧品、健康食品、酒類の卸売及び販売
- (4) 園芸資材、農薬・肥料、農機具、農業用補助器具、インテリア用品の卸売及び販売
- (5) フラワーアレンジメント、造花の企画・制作、卸売及び販売
- (6) 前各号に関連する調査・開拓・支援・技術普及・コンサルティング・販売等
- (7) コンピュータ並びにその周辺機器・関連機器及びそのソフトウェアの利用に関するサービスの提供並びにコンサルティング業務
- (8) 各種情報提供サービス業
- (9) 一般貨物自動車運送業及び貨物利用運送業
- (10) 不動産の管理及び賃貸
- (11) 損害保険代理業
- (12) 前各号に関連する内外商取引の仲立業、代理業及び輸出入並びにインターネット等を利用した通信販売
- (13) 前各号に付帯又は関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都大田区に置く。

(公告の方法)

第4条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、2,000万株とする。

(自己の株式の取得)

第6条 当会社は会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての株主の権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、代表執行役社長がこれを定める。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、別に定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて隨時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、あらかじめ取締役会において定める取締役が招集する。当該取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

2. 株主総会の議長は、あらかじめ取締役会において定める取締役がこれにあたる。当該取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

(電子提供措置等)

第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第19条 当会社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第20条 当会社の取締役は、12名以内とする。

2. 前項の取締役のうち2名以上は、社外取締役（会社法第2条第15号に規定する社外取締役をいう。以下同じ。）とする。

(取締役の選任方法)

第21条 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2. 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(取締役会会長)

第23条 当会社は、取締役会の決議により取締役会会長を選定することができる。

(取締役会の権限)

第24条 取締役会は、会社法第416条に定める業務執行の決定並びに取締役及び執行役の職務の執行を監督する。

(取締役会の招集権者及び議長)

第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会会長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役会会長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
3. 前2項の定めにかかわらず、第34条に定める各委員会の委員長は取締役会を招集することができる。
4. 第1項及び第2項の定めにかかわらず、執行役は法令の定めに従い取締役会の招集を請求し、又はこれを招集することができる。

(取締役会の招集通知)

第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときには、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(執行役に対する説明要求)

第27条 取締役会は、執行役に対し、取締役会に出席して一定の事項について説明するよう求めることができる。

(取締役会の決議方法)

第28条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 当会社は会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第29条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

(取締役会規則)

第30条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、報酬委員会の決議により定める。

第5章 指名委員会・報酬委員会・監査委員会

(委員会の設置)

第32条 当会社は、指名委員会、報酬委員会、監査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の組織)

第33条 各委員会は、委員3名以上で組織し、その過半数は、社外取締役とする。ただし、監査委員会の委員は、当社もしくはその子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)の執行役もしくは業務執行取締役または当会社の子会社の会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)もしくは支配人その他の使用人でない者とする。

2. 各委員会の委員は、取締役の中から、取締役会の決議により選定する。
3. 各委員会は委員の互選により委員長1名を定めるものとする。

(委員会の権限)

第34条 指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定する。

2. 報酬委員会は、取締役及び執行役が受けける個人別の報酬等の内容を決定する。
3. 監査委員会は、取締役及び執行役の職務の執行の監査及び監査報告の作成を行い、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定する。

(委員会の招集権者及び議長)

第35条 各委員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、委員長がこれを招集し、議長となる。

2. 委員長に事故があるときは、あらかじめ各委員会において定める順序により、他の委員がこれを招集し、議長となる。

(委員会の招集通知)

- 第36条 各委員会の招集通知は、会日の3日前までに各委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで委員会を開催することができる。

(取締役・執行役に対する説明要求)

- 第37条 委員会は、取締役及び執行役に対し、委員会に出席して一定の事項について説明するよう求めることができる。

(委員会の決議)

- 第38条 各委員会の決議は、議決に加わることができる委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(委員会の議事録)

- 第39条 各委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した委員がこれに記名押印又は電子署名を行う。

(委員会規則)

- 第40条 各委員会に関する事項については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める各委員会規則による。

第6章 執行役

(執行役の選任)

- 第41条 当会社は、取締役会の決議により執行役を選任する。

(執行役の任期)

- 第42条 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。

(代表執行役及び役付執行役)

第43条 当会社を代表する執行役（代表執行役）は取締役会の決議により執行役の中から選定し、1名以上置く。

但し、執行役が1名のときは、その者が代表執行役に選定されたものとする。

2. 代表執行役が1名のときは、その者が代表執行役社長に選定されたものとする。

但し、代表執行役が2名以上いる場合は、取締役会の決議により、その中から代表執行役社長1名を選定する。

3. 取締役会は、その決議により、執行役副社長、執行役専務、執行役常務各々若干名を選定することができる。

4. 取締役会は、執行役の職務の分掌及び指揮命令関係その他執行役の相互の関係に関する事項を定めることができる。

(報酬等)

第44条 執行役の報酬等は、報酬委員会の決議により定める。

(執行役規則)

第45条 執行役に関する事項については、法令又は本定款に定めるものほか、取締役会において定める執行役規則による。

第7章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第46条 当会社は、会計監査人を置く。

(選任及び任期)

第47条 会計監査人は、株主総会において選任する。

2. 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

3. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第8章 役員等の損害賠償責任

(役員等の責任免除)

第48条 当会社は会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役又は執行役(これらの地位にあった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当会社は会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び会計監査人と間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第9章 計 算

(事業年度)

第49条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第50条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第51条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

(配当金の除斥期間)

第52条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。